令和８年第２回　蕨市国民健康保険運営協議会会議録

■日　時　令和８年８月２０日（木）　午後２時００分～午後３時１５分

■場　所　蕨市役所　４階　大会議室

■出席者（敬称略）

委　員　植田富美子（会長）、田村明人、山脇紀子、先﨑隆、山野京子、土肥仁美、
金子健二、今野彰比古、本吉義博

頼髙英雄市長

事務局　佐藤則之（市民生活部長）、藤野聡雄（納税課長）、
大山麻美子（医療保険課長）、今井善英（医療保険課係長）、
黒須康文（医療保険課係長）、川元香乃（医療保険課主査）、
星川啓允（医療保険課主査）
元井純（市立病院庶務課庶務経理係長）

■次　第

１．開会
２．会長挨拶
３．市長挨拶
４．審議事項
議案第１号　令和７年度蕨市国民健康保険特別会計歳入歳出決算（案）について
議案第２号　令和８年度蕨市国民健康保険特別会計補正予算（案）について
議案第３号　蕨市国民健康保険税の税率の見直しについて
その他
５．閉会

■内　容

【１．開会】

【２．会長挨拶】

今年は熊本の大地震や、千葉県豪雨の浸水問題など、災害について大変な恐ろしさを感じた。救援隊の先生方、ボランティアの方たちの活動をはじめ、保険制度のありがたさも感じた。

本日は、議案が３件あるが、３件目の税率の見直しについては、待ったなしの状況である。本日、委員は全員出席であるので、忌憚のないご意見と率直なお考えをお聞かせいただき、来年に反映させていただきたいと思う。

【３．市長挨拶】

国保運営協議会委員の皆様には日頃から国保の円滑な運営にご尽力いただき、感謝申し

上げる。

昨年度は、税率改正について３回も熱心にご審議いただいた。広域化への対応、あるいは高齢化や医療費が増額する中で、将来に向けた安定的な運営を果たしていくための財政への対応、一方では物価高騰で市民生活は大変厳しいという現状があり、このような状況の中で市民生活に配慮しながらも、広域化や安定的・持続的な運営に向けた税率の改定ということで答申をいただき、令和８年度税率の改正をさせていただいた。改めて委員の皆様には様々な観点から配慮あるご審議及び答申をいただきましたことに感謝申し上げる。

本日の議題の一つである令和７年度決算でも報告があると思うが、国保の財政を改善していくうえで、蕨市では収納率向上に一貫して取り組んできた。令和７年度も収納率を改善・向上させることができ、これで平成２１年度から１７年連続で収納率を上昇・改善させることができた。実は、平成２０年度の国保の収納率は現滞あわせて５０％という大変低い状況であったが、それから１７年連続で改善をして令和７年度が８４．８％となり、３４．８ポイント改善することができた。これも皆さんのご協力のおかげと感謝申し上げる。また、税率はそのままでも収納率の向上によって、財政の健全化に資することができ、税の公平性という面でも非常に重要な取り組みであるので、引き続き進めていきたいと思っている。

また、答申の中でもご意見いただいたが、医療費の適正化というのも大事な取り組みであり、特に健診等を積極的に受けていただくことで、早期発見・早期治療により、医療費を抑えることにもつながるため、特定健診の受診率向上への取組をずっと進めてきている。特定健診については、無料化をはかり、医師会の先生方のご協力で、健診期間を１０月末までから１月末までに延長を実施し、日曜の健診を導入するなど、改善に向けた取り組みを進めてきている。さらには、予約もしやすいよう、スマホを使用する予約システムなど色々な取り組みを進めてきており、健診で市民も健康になり、医療費も適正化につながる、こういった取り組みを引き続き進めていきたいと思っている。

また、全市民を対象とした保健センターの事業であるがん検診についても、内視鏡による胃がん健診については、一昨年は定員７５０名であったが、定員を上回る申し込みがあったため、昨年度は定員を１，０００名に増やしたところ、申し込みが１，１００名以上であった。そのため、今年度はさらに定員を２，０００名に増やし、希望する方は受けられるような体制を進めている。前立腺がん検診は今まで蕨市では実施していなかったが、昨年度から導入をして、こちらも定員は１００名でスタートしたが、３００名以上の申し込みがあり、今年度は枠を３００名に増やすなどの拡充も進めている。また、女性が対象の骨粗しょう症の検診も、一昨年までは暑い時期の検診であったが、昨年度からは涼しい時期に２回にわけて実施をしたところ、一昨年の７００名代の受診者が昨年は１，４００名までに大幅に増えた。予算は１，０００人分であったが、今年度は予算を２，０００人分に増やして、さらに皆さんが色々な健診を受けやすい環境を整備している状況であり、これも医療費の適正化にも資する取り組みとして、引き続き重視をして取り組んでいきたいと思っている。

そして、今日の議題の２点目は令和８年度の国保会計の補正予算について、どういう事情で補正が必要となったかも担当から説明させていただくこととなっている。

３点目の議題は、税率の見直しについてで、県の方針としては、統一は令和１２年度としているが、その前に埼玉オリジナルの考え方で令和９年度からの準統一という目標が掲げられている。蕨市はこの間２年ごとに、段階的な改定を進めてきていて、ちょうど去年改定したばかりである。準統一というものはどういうものなのか、どう考えればいいのか、担当からご説明させていただき、皆さんのご意見を伺いながら、市の対応として判断をしていきたいと思っている。いずれも重要な案件なので、慎重にご審議いただき、なんといってもこの国民健康保険制度というのは、日本の国民皆保険制度を支える要であり、加入する市民の皆さんの健康を保持する大事な制度でもあるので、この国保が将来に渡って持続可能な制度として安定的に運営できるようしっかり努力していきたいと思っている。委員の皆さんの忌憚のないご意見を重ねてお願いを申し上げ、市長としてのご挨拶とさせていただく。暑い日が続くので、皆さんお体ご自愛いただきながら、また、お力添えいただけるようよろしくお願い申し上げる。

【４．審議事項】

（１）議案第１号　令和７年度蕨市国民健康保険特別会計歳入歳出決算（案）について

上記のことについて、事務局から説明した。

（議案第１号資料 資料１　令和７年度蕨市国民健康保険特別会計決算見込（概要）
議案第１号資料 資料２　令和７年度決算（見込）状況について（国保特別会計））

議案第１号　令和７年度蕨市国民健康保険特別会計歳入歳出決算（案）については、次のとおり質疑応答を行い、議案第１号のとおりとすることで了承された。

委　員：　外国人被保険者が増えたが、どこの国籍が一番多いのか。

事務局：　一番多いのは中国籍。外国人被保険者の６割を中国人被保険者が占めている。

委　員：　二位とは差があるのか。

事務局：　二位がベトナムで１０％台、ネパールも同じく１０％台なので、圧倒的に中国籍の方が多い。蕨市に定住されている永住ビザのほとんどが中国人被保険者の方が占めている。

委　員：　日本人・外国人の保険税の納入率は都道府県で違うのか？

蕨市の収納率は８４％とのことだが、外国人被保険者は日本人被保険者よりも高いのか低いのか。国ごとのパーセントは出ているか。

事務局：　現時点では外国人被保険者と日本人被保険者という区別しかない。
中国の方は永住や定住ビザも多く、金額・人数ともに多いが、納付はされている印象。二位のベトナムは、留学生が多く所得も高くないので、金額は大きくないが、人数が多いので、中々収納率が上がらない。
納税コールセンターや、令和５年度から実施している口座振替の原則化で、ある程度賄っている状況。

委　員：　特定健診で受診件数が費用決済ベースで約３，５００件とあるが、その内、保健指導の対象になっている人は何人くらいか。

事務局：　まだ令和７年度の決算が出ていないため、令和６年度の数字で申し上げると、受診者に対して約１３％の方が保健指導の対象となっている。

委　員：　長期間指導するのか。

事務局：　大体半年間にわたり、面談や電話による保健指導で食生活の改善指導など実施している。

委　員：　一般会計の繰入金１人当たりが資料に示されているが、令和３年から令和４年にかけて減り、令和５年から令和６年にかけてまた減り、また今年度増える見込みとのことで、１人当たりの療養諸費はそこまで大きく増えてないと思うが、繰入金がこれだけ増えてしまうというカラクリがあるのか。

事務局：　広域化が一番大きい。蕨市が一自治体で医療費を抑制できても、結局、県全体で医療費を負担するという制度である。蕨市は医療費がこれだけ伸びないというのは県内でも珍しい。それは医療費適正化への努力もあるし、外国人留学生などの若い方が多いという点もある。ただ、実際、県北部のように高齢化が進んでいる町などでは、医療費の伸びは蕨市より何倍も伸びており、それを県内全体の自治体で負担するという仕組になっているので、やはり納付金は伸びる状況である。

委　員：　納付方法の多様化に関して、スマホ決済やコンビニ納付が増えているように思うが、出納代行機関に対する手数料はどのようか。

事務局：　コンビニ収納は、１件あたり税抜きで７５円。口座振替は１件あたり１０円なので、やはりコンビニ収納はお金がかかっている。スマホ決済も、コンビニ収納と同じ料金。そのため、口座振替や銀行窓口での納付方法よりもコンビニ収納のほうが高くなる。ただし、日中、勉強やアルバイトをしている人が納付するとなると、やはり利便性は高いので、これに関してはなくしていけないと思う。

（２）議案第２号　令和８年度蕨市国民健康保険特別会計補正予算（案）について

上記のことについて、事務局から説明した。

（議案第２号資料　資料１　標準化移行に伴う被保険者記号・番号の変更について
議案第２号資料　資料２－１　歳出事項別明細書
議案第２号資料　資料２－２　歳入事項別明細書）

議案第２号　令和８年度蕨市国民健康保険特別会計補正予算（案）については、次のとおり質疑応答を行い、議案第２号のとおりとすることで了承された。

委　員：　今回システムの標準化に伴い、新しい保険の記号番号がつき、１２月中に全世帯に送付するということだが、市民は、従来の資格確認書と、１月からの新しい資格確認書は両方とも使えるようになるのか、それとも切り替えなければならないのか。

事務局：　原則として差し替えてご使用いただくよう、使用方法等を説明したリーフレットを同封させていただく予定となっている。

委　員：　もしそれができない場合でも医療機関にかかることはできるのか。

事務局：　医療機関にも、記号番号が変わるという通知は送らせていただくので、旧記号番号で受診された場合については、例えば現行の記号「錦１」を新たに「蕨」と読み替えてレセプト請求するよう通知を送らせていただく予定。

委　員：　「錦１」の後の番号は変更ないか。

事務局：　先頭が０の番号については、次は２の番号になるといった形で番号も変わる。オンライン資格確認を導入している医療機関であれば、新しい記号番号は確認できるので、読み替えて連合会には請求するよう説明書を送らせていただく。

委　員：　利用者が不便にはならないのか。

事務局：　原則ならないような形で、医療機関には説明文書を送る予定。

委　員：　今回標準化に伴う補正予算ということだが、全額国費の補助ではないのか。

事務局：　基本的には国の標準化移行へのシステム改修に伴うもので、令和９年１月に事業が完了予定なので、令和９年度の歳入として補助金が入ってくる見込み。事務費については一般会計繰出金として認められているので、そちらで充当したいと考えている。

委　員：　一般会計繰出金は国からの補助はないのか？

事務局：　普通交付税措置となる。

委　員：　先ほど「実態調査」と説明があったが、詳細を教えていただきたい。

事務局：　実態調査と基盤安定負担金は、国の様式に基づく調査で、それに子ども子育て支援金分を新たに追加する様式に変更させていただくものである。

委　員：　実態調査というのは、被保険者にするものか。

事務局：　そうではなく、蕨市の課税状況等を国へ報告するものである。

委　員：　記号番号の変更日は来年の１月１日か。

事務局：　そのとおり。

委　員：　医療機関等に掲示するポスターは配ってくれるのか。

事務局：　そのとおり。ご協力をお願い申し上げる。

委　員：　１月から県全体で記号番号変わるのか。

事務局：　標準化システムに合わせての変更なので、蕨市は令和９年１月１日から。記号番号の変更も、知る限り、県内では蕨市のみ。

蕨の漢字と数字の組み合わせというのが、標準化ルールでは認められないと伺っている。

委　員：　蕨市外でも支障なく使えるのか。

事務局：　基本的にはオンラインで資格確認していただき、新しい記号番号で連合会という審査機関に請求するようになる。ただ、旧記号番号のまま県外の病院にかかり連合会に請求した場合でも、連合会には医療機関に返戻しないようお願いをする予定。

委　員：　マイナンバー保険証でも特に問題はないのか。

事務局：　オンライン資格確認は自動で読み替えるので、問題ないと思う。

委　員：　資格確認書になった場合に、旧記号番号を、支払い側で読み替えるという話は、どのくらいの期間か。

事務局：　まだこれから連合会と調整するが、次の資格確認書の更新が８月１日のため、１月から切り替えて８カ月程度はお願いしたいと考えている。

（３）議案第３号　蕨市国民健康保険税の税率の見直しについて

上記のことについて、事務局から説明した。

（議案第３号資料　資料３　令和９年度保険税水準の統一について
（Ｒ９市標準保険税率への移行）
議案第３号資料　資料４　令和８年度国民健康保険税審議スケジュール）

議案第３号　蕨市国民健康保険税の税率の見直しについては、次のとおり質疑応答を行い、議案第３号のとおりとすることで了承された。

委　員：　この予定どおりに協議会が開かれれば、１０月に諮問、そして審議があるが、蕨市の保険税率が準統一になったらどうなるかという説明については、大変難しいと思う。昨年税率改定の諮問を受けたが、現状として窓口での市民の反応はどうか。

事務局：　令和９年度の準統一については、県から示された推計税率でどれくらいの負担増になるのかといったことや、令和８年度に税率改定したことへの市

民の方の反応などを、次回１０月の協議会で委員にご説明したいと考えているので、その資料を元に蕨市として今後どうしていくのかということをご審議いただきたいと思う。

委　員：　私は、皆保険制度の継続が一番の根幹だと思っている。医療の高度化などもあるので、令和１２年度にあわせていくべきだと思う。保険制度を守っていくことは、被保険者としての義務であるとも思う。

委　員：　保険税が安いに越したことはない。これ以上払えないという気持ちでしかないが、制度存続のために準統一がやむを得ないのであればしょうがない。

委　員：　国民健康保険制度は本当にありがたい。特に高齢の方や医者にかかる人にとっては大事な保険である。保険税が安いに越したことはないが、薬も高いし、医療も高度化してきている。

委　員：　保険制度を考えれば、外国の方が日本で医療を受けたがっているのがよくわかる。外国と比べると、日本の医療は安い。日本が高齢化しているのは医療のおかげだと思う。保険制度は守っていくべき大事な制度である。

委　員：　県が準統一の方針を示してきている中で、昨年度値上げし、また今年度も値上げをお願いしなくてはならないのかと思うと市民に大変心苦しい点があるが、蕨市はこれまで医療費が安く済んでいたり、収納率向上のための努力をしているので、その蕨市の実情を県にきちんと意見をあげ続けてほしい。
子どもの均等割の軽減についても県内で実施している自治体はある。所得が少なくても均等割や子ども子育て支援金が必ずかかり、大きな負担になっているので、そういった対策もしてほしい。景気が良くなり、物価高騰がこれ以上進まなければいいが、払える保険税にしていかないと収納率もなかなか上がらないと思っているので、是非、県には引き続き蕨市の実情を上げ続けてほしい。それから、準統一を見送った場合に、一般会計の繰入金や交付金がどれくらいマイナスになるか今後示していただきたい。

委　員：　収納率の格差によるペナルティが明確に示されたが、今までもそういう状況だったのか。

事務局：　県内の自治体が集まる会合に行くと、収納率が低い自治体は当然同じ税率に設定しても集まる保険税が低いので、そこで公平な税率にするのはおか

しいという意見は他自治体から出ていたことは確かである。埼玉県としてはあくまで収納率格差を反映するという方針になっている。

委　員：　１人当たりの療養諸費は県内では少ないほうか。

事務局：　県内最下位である。

委　員：　収納率は反映しても、医療費格差は今回の統一には反映されないのか。

事務局：　そのとおり。県内全体の医療費を県内の自治体で助け合うということが広域化であるというのが県の説明である。

委　員：　蕨市は様々な取組や要望をあげるなど色々頑張っているのに、収納率しか反映されないということがすごく残念。

委　員：　国や県の補助金は年々増えているのか。

事務局：　維持はしていただいている。

委　員：　納付方法をスマホやコンビニにすると手数料が高いという話があったが、１人でも、安い方法で納付したほうがいいのか。

事務局：　色々な生活パターンの方にあわせて、多様な納め方を用意しなければいけない中での市側の手数料負担の話であるので、気にせずにきちんと納めていただくということでよろしくお願いしたい。

（４）その他について

高額療養費制度の見直しについて

上記のことについて、事務局から説明し、その後、次のとおり質疑応答を行った。

（資料５　高額療養費制度の見直しについて）

委　員：　これは国の制度だから、もう決まっているのか。

事務局：　国の政令改正である。

委　員：　以前は、治療が長くかかった時に高額医療費が戻るという通知をいただいていたが、最近は金額が高くなったのかわからないが、通知がない。制度

が変わったのか。

事務局：　所得によって高額療養費の上限額が異なるので、少しの変動で負担区分が変わる可能性があり、そのようなことも関係しているかもしれない。この制度改正は今年の８月からとなる。

委　員：　自分が医療機関で払った金額はわかると思うが、例えば救急で運ばれた場合、何百万円もの金額がかかっていることがあるが、どのように個人に知らせているのか。

事務局：　年６回ほど世帯主様宛に医療費通知をお送りし、かかった医療費を通知している。

委　員：　医療費の最高額はいくらか。

事務局：　令和７年度の医療費最高額は約４，５００万円。

委　員：　資料にある「１％」とは何か。

事務局：　医療費の１％という意味。１００万円であれば、１万円を負担していただくということ。

【５．閉会】

本日の議題については全て終了した。以上をもって、本日の「蕨市国民健康保険運営協議会」を閉会する。

以上